

令和7年度 富山県美術館 博物館実習実施要項

1. 実施期間 令和7年8月の連続する5日間（日程は受講決定者に別途連絡）
2. 時 間 原則として9時30分から17時まで（12時から13時は休憩時間）
3. 定 員 5名程度
4. 内 容 美術館概要説明、資料整理、美術資料取扱い、教育普及事業補助 等
5. 受講資格
 - (1) 次の各号のすべてに該当する者
 - a. 博物館法施行規則第一条に定める修得すべき博物館に関する科目（博物館実習を除く）のすべての単位を取得済みまたは取得見込みである者
 - b. 美術、デザインについての基礎知識があり、大学等において美術に関連する科目を履修している者
 - c. 美術館学芸員に就くことを強く希望する者
 - d. 令和7年度に3年次（短期大学の場合は2年次）以上に進級している者
 - e. 富山県在住または出身者
 - (2) その他館長が特に認めた者
6. 受講の流れ（概要）（詳細は別紙参照）
 - (1) 実習希望者本人が、申し込みフォームから、期限までに申請する。
申請期限： 令和7（2025）年3月31日（月）
 - (2) 希望者多数の場合は書類選考を行い、館内で受入れの可否を協議し、結果を令和7年4月末頃、個別に連絡する。
 - (3) 受入れ可能である場合、所属大学からの依頼文書の受理をもって正式な受付とする。依頼文書の提出期限は、5月末頃（※別途連絡）必着とする。
7. その他
 - (1) 他館との重複受講は認めない。
 - (2) 大学の規定により6日間以上の実習期間が必要な場合は、レポート課題等に対応する。（該当する受講決定者に別途連絡する。）
 - (3) 実習受講は無料とし、実習生および所属大学からの実習謝礼は受領しない。
 - (4) 実習中の事故等について、当館は一切の責任を負わないものとする。大学の責任において実習期間中は対物・対人保険に加入のこと。
 - (5) 実習生の正式な受入れ、および成績評価に関する連絡は、原則として所属大学等を通じて行う。
 - (6) 実習の日時・期間や内容等は、美術館運営の都合等により実習期間内においても変更する場合がある。
 - (7) 受講テキストは当館図録・館概要『TAD 富山県美術館』とする。予め、各自準備すること。
8. 連絡先 富山県美術館 学芸課 博物館実習係
〒930-0806富山市木場町3-20 TEL 076-431-2711/FAX 076-431-2712